

「新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業：募集要項等」訂正箇所新旧対照表

令和 7 年 10 月 8 日

令和 7 年 9 月 3 日に公表した「新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業：募集要項等」からの訂正箇所の対照表を以下に示します。

■募集要項

該当箇所	訂正前	訂正後
P 9：第 3 章 4 (6)	(6)事業期間中は、新会社の出資持分については、事前に市の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできない。 <u>なお、応募者の代表企業が出資持分を譲渡する場合は、市の承諾を得るものとする。</u>	(6)事業期間中は、新会社の出資持分については、事前に市の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできない。
P13：第 5 章 3 (7)	・事業実施者の債務の不履行により生じる損害をてん補するため、事業実施者は連帯保証人の設置及び契約保証金として借地料総額の 10 分の 1 に相当する額を市に預託ください。これらは、市の財産規則・契約規則に基づくこととし、 <u>財産規則第 33 条</u> に該当する場合は、契約保証金の支払いが、 <u>契約規則第 32 条</u> に該当する場合は連帯保証人が免除される可能性があります。	・事業実施者の債務の不履行により生じる損害をてん補するため、事業実施者は連帯保証人の設置及び契約保証金として借地料総額の 10 分の 1 に相当する額を市に預託ください。これらは、市の財産規則・契約規則に基づくこととし、 <u>契約規則第 33 条</u> に該当する場合は契約保証金の支払いが、 <u>財産規則第 32 条</u> に該当する場合は連帯保証人が免除される可能性があります。

■要求水準書

該当箇所	訂正前		訂正後	
目次	《別添資料》		《別添資料》	
	別添資料 1	敷地範囲図	別添資料 1	敷地範囲図
	別添資料 2	道水路台帳	別添資料 2	道水路台帳
	別添資料 3	新川崎地区 地区計画、地区計画条例	別添資料 3	新川崎地区 地区計画、地区計画条例
	別添資料 4	給水管台帳	別添資料 4	給水管台帳
	別添資料 5	公共下水道台帳施設平面図	別添資料 5	公共下水道台帳施設平面図
	別添資料 6	現況地盤に関する資料	別添資料 6	現況地盤に関する資料
	別添資料 7	土壌汚染地歴調査結果	別添資料 7	土壌汚染地歴調査結果
	別添資料 8	かわさき新産業創造センター入居者向けアンケート	別添資料 8	かわさき新産業創造センター入居者向けアンケート
	別添資料 9	既存施設に関する資料	別添資料 9	既存施設に関する資料

該当箇所	訂正前	訂正後								
	<table><tr><td>別添資料 10</td><td>慶應義塾大学入居部分の要件</td></tr></table> 別添資料 1 ～ 9 は DVD-R にて提供しますので、最終頁に示す【担当窓口】宛に電子メールにて、御連絡ください。なお、別添資料 10 は、参加表明書類を提出した方に提供します。	別添資料 10	慶應義塾大学入居部分の要件	<table><tr><td>別添資料 10</td><td>慶應義塾大学入居部分の要件</td></tr><tr><td>別添資料 11</td><td><u>R²タウンキャンパス整備時工事写真</u></td></tr><tr><td>別添資料 12</td><td><u>KBIC ものづくり工房平面図</u></td></tr></table> 別添資料 1 ～ 9 は DVD-R にて提供しますので、最終頁に示す【担当窓口】宛に電子メールにて、御連絡ください。なお、別添資料 10 は、参加表明書類を提出した方に提供します。<u>10 月 8 日に追加で公表した別添資料 11、12 は希望者に電子メールにて提供いたしますので、希望者は最終頁に示す【担当窓口】宛に御連絡ください。</u>	別添資料 10	慶應義塾大学入居部分の要件	別添資料 11	<u>R²タウンキャンパス整備時工事写真</u>	別添資料 12	<u>KBIC ものづくり工房平面図</u>
別添資料 10	慶應義塾大学入居部分の要件									
別添資料 10	慶應義塾大学入居部分の要件									
別添資料 11	<u>R²タウンキャンパス整備時工事写真</u>									
別添資料 12	<u>KBIC ものづくり工房平面図</u>									

■様式集

該当箇所	訂正前					訂正後								
Ⅱ. 提案審査書類に関する様式	様式番号	名称	形式	規格	枚数	様式番号	名称	形式	規格	枚数				
	(省略)					(省略)								
	様式 7－2	要求水準チェックリスト	Excel	A3	適宜	様式 7－2	要求水準チェックリスト	Excel	A4	適宜				
	(省略)					(省略)								
Ⅱ. 提案審査書類に関する様式	様式番号	名称	形式	規格	枚数	様式番号	名称	形式	規格	枚数				
	(省略)					(省略)								
	様式 11－3	(2)透視図 (アイレベル) 及び鳥瞰パース	適宜	A3	1	様式 11－3	(2)透視図 (アイレベル)	適宜	A3	1				
	様式 11－4	(3)透視図 (外観)	適宜	A3	1	様式 11－4	(3)鳥瞰パース	適宜	A3	1				
					(省略)					(省略)				
提出書類作成上の留意点 (2)	・ 提案審査書類提出届の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部としてください。 ・ 提案審査書類の提出部数は、正本 1 部及び副本 20 部を提出してください。提案審査書類は、様式の順に A 3 版横ファイル又はバインダーに綴じてください。また、様式番号(親番号)ごとにインデックスタイトルを付け、表紙と背表紙に「新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業 提案審査書類一式」と記載してください。 ・ 提案審査書類提出時には、提出審査書類と同じ内容を保存した DVD-R を 3 枚提出してください。また、当該 DVD-R には、上段に「新川崎・					・ 「様式 7－1 提案審査書類提出届」「様式 7－2 要求水準チェックリスト」の提出部数は、他の提案審査書類とは別綴じとして、正本 1 部及び副本 1 部としてください。 ・ 提案審査書類(様式 7－1 及び様式 7－2 を除く)の提出部数は、正本 1 部及び副本 20 部を提出してください。提案審査書類は、様式の順に A 3 版横ファイル又はバインダーに綴じてください。また、様式番号(親番号)ごとにインデックスタイトルを付け、表紙と背表紙に「新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業 提案審査書類一式」と記載してください。								

	創造のもりイノベーション拠点整備事業 提案審査書類一式」、下段に「参加企業名（グループの場合は代表企業名）」「提出日」を明記し、任意の封筒に入れて、封印の上、提出してください。 (以下、省略)	・提案審査書類提出時には、提出審査書類 <u>(様式 7-1 及び様式 7-2 を含む)</u> と同じ内容を保存した DVD-R を 3 枚提出してください。また、当該 DVD-R には、上段に「新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業 提案審査書類一式」、下段に「参加企業名（グループの場合は代表企業名）」「提出日」を明記し、任意の封筒に入れて、封印の上、提出してください。 (以下、省略)
様式 5-1 表中 7	実績を <u>称</u> する書類	実績を <u>証</u> する書類
様式 11-3	(2) 透視図 (アイレベル) 及び鳥瞰パース ◆透視図 (アイレベル) 及び鳥瞰パースを各 1 点ずつ作成してください。 ・アイレベルはメインエントランスを中心に構成してください。 ・鳥瞰パースは隣接建物、周辺環境との関係が分かるように作成してください。 ・施設の仕上げをイメージした彩色を施してください。	(2) <u>透視図 (アイレベル)</u> ◆透視図 (アイレベル) <u>を作成してください。</u> ・アイレベルはメインエントランスを中心に構成してください。 <u>(以下、削除)</u>
様式 11-4	(3) 透視図 (外観) ◆透視図 (外観) を作成してください。 ・余白スペースに「要求水準書第 3 章 3.2(1)c. 景観」に示す要求水準を踏まえた創造のもり全体に調和した景観形成の考え方の補足説明を記載してください。	(3) <u>鳥瞰パース</u> ◆ <u>鳥瞰パースを作成してください。</u> ・ <u>鳥瞰パースは隣接建物、周辺環境との関係が分かるように作成してください。</u> ・ <u>施設の仕上げをイメージした彩色を施してください。</u> ・余白スペースに「要求水準書第 3 章 3.2(1)c. 景観」に示す要求水準を踏まえた創造のもり全体に調和した景観形成の考え方の補足説明を記載してください。

■基本協定書（案）

該当箇所	訂正前	訂正後
第 16 条 〔6 ページ〕	第 16 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	第 16 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、横浜地方裁判所 <u>〔又は東京地方裁判所〕</u> を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

■事業契約書（案）

該当箇所	訂正前	訂正後
第 59 条第 2 項 [19 ページ]	2 <u>甲</u> は、本契約に関して甲の要求に基づき作成される一切の書類（以下、本条において「要求書類等」という。）及び本施設について、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証するものとし、第三者の有する著作権を侵害した場合は、当該第三者に対し、損害の賠償を行い、必要な措置を講じなければならない。	2 <u>乙</u> は、本契約に関して甲の要求に基づき作成される一切の書類（以下、本条において「要求書類等」という。）及び本施設について、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証するものとし、第三者の有する著作権を侵害した場合は、当該第三者に対し、損害の賠償を行い、必要な措置を講じなければならない。
第 63 条 [20 ページ]	第 63 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	第 63 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、横浜地方裁判所 <u>[又は東京地方裁判所]</u> を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
別紙 4 第 15 条 [27 ページ]	第 15 条 本契約は、日本国の法令に従い解釈され、本契約に関する一切の紛争について第一審の専属的合意管轄裁判所は、横浜地方裁判所とする。	第 15 条 本契約は、日本国の法令に従い解釈され、本契約に関する一切の紛争について第一審の専属的合意管轄裁判所は、横浜地方裁判所 <u>[又は東京地方裁判所]</u> とする。
別紙 5 第 23 条 [33 ページ]	第 23 条 本契約は、日本国の法令に従い解釈され、本契約に関する一切の紛争について第一審の専属的合意管轄裁判所は、横浜地方裁判所とする。	第 23 条 本契約は、日本国の法令に従い解釈され、本契約に関する一切の紛争について第一審の専属的合意管轄裁判所は、横浜地方裁判所 <u>[又は東京地方裁判所]</u> とする。
別紙 6 第 16 条 [38 ページ]	第 16 条 本件建物賃貸借契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	第 16 条 本件建物賃貸借契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、横浜地方裁判所 <u>[又は東京地方裁判所]</u> を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上